

ダンス営業に係る風営法規制の見直しに関する意見

平成 26 年 5 月 12 日
規 制 改 革 会 議

近年、社交ダンス以外にも様々なダンス（ヒップホップ、サルサ等）が国民に愛好されるようになり、小中学校の教育現場にもダンスが取り入れられるなど、ダンスの文化的・経済的な重要性が増している。

一方、客にダンスをさせる営業は風俗営業とされ、深夜営業禁止、未成年者立入禁止など厳しく規制されている。このため、優良企業が新規参入を見合わせるなど、健全なダンス文化やダンス関連産業の発展の支障になっている。

2020 年の東京オリンピック開催が決定している中、ダンス文化を活用した魅力ある街づくりを進め、海外観光客を呼び込むためにも、以下のような方向での風営法の早急な見直しが必要である。

(1) ナイトクラブ等について

「ダンス」の定義が存在せず、その判断基準が曖昧なため、風営法第 2 条に規定されるいわゆる 3 号営業（客にダンスかつ飲食をさせる営業）に該当するナイトクラブの営業者にとって、何が合法的な営業なのか見通しが立たない。店内でのトラブル等に対して、無許可の営業者が多いため、営業者と警察との連携が図られず対処できないことが多いことから、優良な資本が流入せず、反社会的な勢力の温床となっているとの指摘や、深夜営業の禁止と相まって、健全なダンス文化の発展を阻害しているとの指摘もある。加えて、「ダンス」という切り口での規制は、クラブやその周辺での暴力沙汰、酔客による騒音等の問題に対する有効な解決方法となっているとは言い難い。

従って、3 号営業については、風俗営業から除外した上で、深夜営業を可能とし、騒音等の各種問題に対して有効に対応できる新たな規制を導入すべきである。

(2) ダンス教室、ダンスイベント等について

風営法制定時とは異なり、様々なダンスが広く国民生活に浸透している現在において、ダンスをさせる営業が相変わらず風俗営業とされることに伴う

諸規制は、国民の意識や営業実態と乖離した規制となっている。およそ風営法の規制目的からは規制対象とは考えられないようなダンス教室等もいわゆる4号営業（客にダンスをさせる営業）に該当し、公民館等を借りられない場合があるとの指摘もある。また、昼間のダンスイベントも、風俗営業に該当すると年少者の立入が禁止され、子供向けのイベントが開催できない等の問題がある。

従って、4号営業は風俗営業から除外するとともに、3号営業のうち深夜以外の時間帯での営業に係る規制については、必要最小限とすべきである。

(3) 1号営業（ダンス＋飲食＋接待）は2号営業に含めることとすべき

風営法上の1号営業（ダンス＋飲食＋接待）は、2号営業（飲食＋接待）に必ず含まれるにもかかわらず、風営法上では別の営業として扱われている。

「ダンス」の定義の曖昧さに係る問題を避ける上でも、規定を整備し、1号営業は2号営業に含めることとするべきである。

以上